

ご契約に関する重要事項説明書

「熱中症・インフルエンザ保障保険」

商品正式名称: 日常生活支援保険(熱中症・インフルエンザ保障特約付帯)

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。
- ※ ご家族を被保険者とする場合など、ご契約者と被保険者が異なる場合には、本内容を被保険者となる方に必ずご説明ください。
- ※ 「熱中症・インフルエンザ保障保険」は、「日常生活支援保険普通保険約款」に「熱中症・インフルエンザ保障特約」をセットした商品のペットネーム(愛称)です。

契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、被保険者の熱中症による所定の点滴治療や入院、またはインフルエンザによる所定の投薬治療や入院をされた際の保障が得られる保険です。ご自身の保険契約の保険金額については、当社の商品案内サイトやお手続きページをご確認ください。また、ご契約後はマイページにてご確認ください。(※1)
- (※1) 保険金額等の設定は、高額療養費制度、傷病手当金制度、医療費助成制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・ この保険から支払われる保険金は、被保険者の年齢ごとに以下の表のとおりとなります。

【表1 被保険者年齢別の保険金額】

被保険者年齢	熱中症の保障		インフルエンザの保障	
	熱中症治療 保険金	熱中症入院 保険金	インフルエンザ 治療保険金	インフルエンザ 入院保険金
0～9歳	1万円 (年齢一律)	3万円 (年齢一律)	1,000円	1万円
10～14歳			1,500円	1万5,000円
15～19歳			2,000円	2万円
20歳以上			3,000円	3万円

※上記年齢は契約年齢(保障開始時・更新時の満年齢)を用います。

- ・ 保険金のお支払いは、各保険金で保険期間を通じてそれぞれ2回となります。

2.保障の内容

【保険金をお支払いする主な場合】

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額
熱中症治療 保険金	被保険者が、保険期間中に、日射または熱射による身体の障害を被り医師の判断により病院等で点滴治療を受けたとき	障害1回につき 1万円
熱中症入院 保険金	被保険者が、保険期間中に、日射または熱射による身体の障害を被りその治療を目的とする入院を開始したとき	障害1回につき 3万円
インフルエンザ 治療保険金	被保険者が、責任開始日からその日を含めて5日目の午前0時以降の保険期間中に、インフルエンザA型またはB型に罹患し病院等で抗インフルエンザ薬を処方されたとき	罹患1回につき 【表1】に記載の 金額

インフルエンザ 入院保険金	被保険者が、責任開始日からその日を含めて5日目の午前0時以降の保険期間中に、インフルエンザ A 型または B 型に罹患しその治療を目的とする入院を開始したとき	罹患 1 回につき 【表 1】に記載の 金額
------------------	---	------------------------------

- ※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

3.保険期間

- ・ 1 年間
- ・ 保険期間(1年間)が満了する場合、更新により継続してご加入いただくことができます。保険期間満了日の2カ月前までに更新についてのご案内をしますが、お客様からのお申出がない場合は、自動的に契約が更新されます。契約の更新をお望みでない場合は、マイページにてお手続きいただきますようお願いいたします。

4.引受条件

- ・ この保険は、責任開始日において満18歳以上満99歳以下の方が契約者としてお申込いただけます。
- ・ 被保険者は責任開始日において満99歳以下の方です。
- ・ 契約者本人以外を被保険者とする場合、被保険者は契約者本人の配偶者・子・父母(義父母を含みます)に限ります。
- ※ 注意喚起情報「2. 告知義務」「3. 責任開始日」もご確認ください。
- ※ ご加入後は、被保険者が満 99 歳となるまで更新いただけます。
- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

5.保険料

- ・ 月額保険料 250 円
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

6.保険料払込みに関する事項(払込方法・払込期間)

- ・ 保険料のお払込みは、当社の指定するクレジットカードによる月払となり、保険料払込期間は保険期間と同じです。

7.契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

8.解約返戻金

- ・ この保険には、解約返戻金はありません。
- ※ 複数月の保険料を前払いする制度等はありませんので、その返金もありません。

次のページ注意喚起情報に続きます▶

注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

1.クーリングオフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリングオフの対象外です。
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。払い込まれた保険料がある場合は、保険料を返金します。

2.告知義務

- ・ ご加入時の状況について、ありのままを告知ください。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

3.責任開始日

- ・ お申込みを完了した日の翌日午前0時から責任(保障)を開始します。ただし、午前9時までにお申込を完了した場合 当日の午前 10 時より責任(保障)を開始します。
- ・ インフルエンザの保障は、責任開始日を1日目として5日目の午前 0 時から責任(保障)を開始します。
- ※ 当社が上記責任開始日より後に保険のお申込を承諾した場合でも、さかのぼって責任(保障)を開始します。

4.保険金を支払わない主な場合

- ・ 契約概要「2.保障の内容【保険金をお支払いする主な場合】」の注記をご確認ください。
- ・ このほかに、次のような場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ✓ 告知義務違反
 - ✓ 被保険者の故意または重大な過失等の免責事由への該当
 - ✓ 詐欺・不法取得目的による保険契約の取消・無効
 - ✓ 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、被保険者が暴力団関

係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の保険契約の解除

✓ 保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われた場合

- ※ これらは代表的なものですので、詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

5.保険料の払込猶予期間

- ・ 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の応当日までを、猶予期間とします。
- ・ 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。

(保険料のお支払と猶予期間の例)

- ・ 4/18 お支払 → 5/18 未払い → 6/18 未払い(猶予期間期限) → 6/19 契約の失効
- ・ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

6.保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

7.指定 ADR 機関

- 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定 ADR 機関(保険業法第 2 条第 28 項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

8.支払時情報交換制度

- 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

日本少額短期保険協会 <https://www.shougakutanki.jp/>

9.その他ご契約時の注意事項

「保険料控除の対象外」

- この保険は、所得税法上の所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりません。

「保険契約の更新」

- 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款・特約、および保険料率を適用します。
- 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社

がこの保険契約の締結を取扱っていないとき当社は更新を取扱いません。

- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の 2 カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

「契約の成立について」

契約が成立した際は、引受完了を通知するメールを申込時に入力されたメールアドレスにお送りいたします。

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は 1 年まで(損害保険の場合は 2 年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は 80 万円、死亡保険は 300 万円、損害保険は 1,000 万円まで。
 - ③ 1 被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は 1,000 万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で 1,000 万円が上限となります。
 - ④ 1 契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記 ②・ ③のそれぞれの限度額の 100 倍までとなります。

「お問い合わせ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認ください。

ニッセイプラス少額短期保険株式会社
NP2025-023 2月19日